

令和7年9月9日

千葉県報第14074号 別冊

令和7年度第2回

監 査 結 果

千葉県監査委員

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員
告示第1号）に準拠したものである。

目 次

第1 監査の概要

- 1 定期監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 監査等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 監査の対象等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 定期監査の結果

- 1 普通会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 指摘等結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果・・・・・・・・ 5
 - ア 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - イ 防災危機管理部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ウ 健康福祉部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - エ 環境生活部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - オ 商工労働部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - カ 農林水産部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - キ 県土整備部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ク 教育庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ケ 警察本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - コ 総務部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - サ 農林水産部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - シ 県土整備部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 公営企業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 指摘等結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果・・・・・・・・ 16
 - ア 企業局出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - イ 病院局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3 令和6年度会計監査の結果について・・・・・・・・・・ 18

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。

ア 財務事務について

(7) 収入未済に係る債権管理等について

行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、千葉県債権管理条例に基づき解消に向けた手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

(4) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(6) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(5) 財産の管理等について

財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。

特に未利用国有地については、売却処分の状況と併せ、利活用の検討状況を確認する。

イ 適正な事務執行について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

また、不適正な経理処理を防止するため、デジタル技術を活用した取組等が進められ、それらが効果を上げているかを確認する。

ウ 事務事業の効果的な実施について

本庁等の定期監査では、事務事業について、所期の目的が達成されているか、効果を上げているか、必要性は失われていないかなどの観点から確認を行う。

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲	令和6年度会計に係る執行分			
イ 実施した期間	令和7年5月1日から令和7年8月31日まで			
ウ 監査実施機関数	普通会計	150機関 (うち本庁	113機関	出先機関 37機関)
	公営企業会計	18機関 (うち本庁	14機関	出先機関 4機関)
	計	168機関 (うち本庁	127機関	出先機関 41機関)

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した150機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…32機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (16件)

- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・6件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件
- ・ 財産の管理について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 入札情報の漏えいについて、再発防止の継続的な取組を求めたもの・・・1件
- ・ 補助金の受入れ漏れについて、再発防止を求めたもの・・・1件
- ・ 個人事業税の課税事務誤りについて、再発防止を求めたもの・・・1件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 郵便切手に係る不適正な事務処理について、再発防止を求めたもの・・・1件

イ 注意事項 (28件)

- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・6件
- ・ 補助事業等について、適正な事務手続を求めたもの・・・6件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・4件
- ・ 個人事業税等の課税誤りについて、再発防止を求めたもの・・・3件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 個人情報に不適正な取扱いについて、再発防止を求めたもの・・・1件
- ・ 事務誤りによる県の損害の発生について、再発防止を求めたもの・・・1件
- ・ 収入未済の解消を求めたもの・・・1件
- ・ 法人事業税の還付手続について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 前渡資金について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項 (55件)

- ・ 収入未済に係るもの・・・13件
- ・ 支払の時期に係るもの・・・10件
- ・ 財産の管理に係るもの・・・9件
- ・ 収入事務に係るもの・・・8件
- ・ 個人情報の管理に係るもの・・・5件
- ・ 支出事務に係るもの・・・3件
- ・ 契約事務に係るもの・・・3件
- ・ 物品の調達に係るもの・・・2件
- ・ 調定の時期に係るもの・・・1件
- ・ 債権管理に係るもの・・・1件

エ 意見 (1件)

- ・ 贈収賄事案に係るもの・・・1件

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

(2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果

ア 総務部

監査対象機関	指摘事項等
税務課	注意事項 役務費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金1件(16,188円)の支払が認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。
学事課	注意事項 令和5年度私立学校経常費補助金について、交付済みの補助金の一部(1件10,000円)を返還させた事例が認められた。 今後は、業務手順書を見直すとともに、補助対象経費の適正な確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

イ 防災危機管理部

監査対象機関	指摘事項等
防災対策課	指摘事項 役務費の支払について、過払い11件(953,690円)が認められた。 防災無線の回線切替えにおける進捗状況の把握及び請求金額の確認が不十分であり、過払いが発生したことは誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、根拠資料を基に支出額に誤りがないか組織的に確認するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

ウ 健康福祉部

監査対象機関	指摘事項等
健康づくり支援課	注意事項 令和5年度医療機関等物価高騰対策支援事業について、対象外の医療機関に給付金(13件520,000円)を交付し、一部(1件40,000円)が未返金となっている事例が認められた。 今後は、交付対象機関を適正に確認するとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。
児童家庭課	注意事項 ① 過年度に支払うべき委託料について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金14件(14,900円)の発生が認められた。 今後は、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。 ② 令和5年度配偶者暴力被害者等支援研究事業について、国の交付金の一部(1件2,000円)を返還した事例が認められた。 今後は、補助金業務に対する理解を十分図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。
障害者福祉推進課	注意事項 委託料の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金1件(200円)の発生が認められた。 今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。

監査対象機関	指摘事項等
障害福祉事業課	<p>指摘事項</p> <p>① 令和5年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業について、受入処理の失念により国の補助金（1件4,566,000円）を一般財源に振り替えた事例が認められた。</p> <p>本件は、他所属で処理されているものと誤認していたこと、また、管理職等による確認が十分に行われていなかったことが原因であり、県に多額の損害を与えたことは誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないように、管理職等による進捗管理を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>② 委託料の支払について、支払時期の遅延が相当数（178件）発生しており、当該遅延に伴う遅延損害金146件（703,500円）の発生が認められた。</p> <p>支払遅延は相手方に対して不利益を与えるとともに、県の損害に直結する問題である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないように、法令等に基づいた支払期限への認識を徹底するとともに、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

エ 環境生活部

監査対象機関	指摘事項等
くらし安全推進課	<p>注意事項</p> <p>公用自動車リース契約について、電子入札システムへ入札額を誤入力したことにより開札結果に誤りが生じ、落札決定を取り消した事例が認められた。</p> <p>今後は、入札事務の知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p>

<スポーツ・文化局>

監査対象機関	指摘事項等
文化振興課	<p>注意事項</p> <p>① 雑入について、調定額を誤った事例（過大1件58,750円）が認められた。</p> <p>今後は、決裁過程において根拠資料を基に算定額の確認を徹底するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>② 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務委託について、入札参加資格を有しない者を入札に参加させ、落札決定を取り消した事例が認められた。</p> <p>今後は、財務知識の習熟に努めるとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>③ 樹木伐採業務委託について、最低制限価格を設定せず、本来であれば失格となる入札者と契約を締結した事例が認められた。</p> <p>今後は、財務知識の習熟に努めるとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p>

オ 商工労働部

監査対象機関	指摘事項等
産業人材課	<p>注意事項</p> <p>令和5年度認定訓練運営・設備費補助金について、交付済みの補助金の一部（1件55,244円）を返還させた事例が認められた。</p> <p>今後は、実績報告に必要な事項を追加するとともに、補助対象経費の適正な確認を徹底するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p>

カ 農林水産部

監査対象機関	指摘事項等
畜産課	<p>注意事項</p> <p>支出負担行為伝票について、急性悪性家畜伝染病の措置対応などにより、支出負担行為として整理する時期を遅延している事例が158件（1,471,436,429円）認められた。</p> <p>今回の事例から明らかとなった課題等に対し、関係機関と協議の上、防疫措置等の特性を踏まえた事務手続への見直しを行うなど、支出負担行為が遅延しないよう、緊急を要する防疫措置に対応する体制づくりに努めること。</p>

キ 県土整備部

監査対象機関	指摘事項等
県土整備政策課	<p>指摘事項</p> <p>県土整備部の職員2名が入札情報を漏えいし、収賄罪で有罪判決を受けた事例が認められた。</p> <p>過年度に発生した官製談合防止法違反を受け再発防止に取り組んできたものの、秘匿情報の管理が徹底されておらず、入札情報の漏えいが生じている。</p> <p>こうした事態を受けて示された外部有識者による検討会議での提言に基づく再発防止の取組は着実に実践しているが、取組が有効に機能しているかを継続的に検証し、形骸化することのないよう、引き続き再発防止に努めること。</p>
建設・不動産課	<p>指摘事項</p> <p>住宅瑕疵担保履行法に係る届出の受付事務に当たり届出者が負担する郵便料金について、県負担の後納郵便で送付したほか、届出者から事後送付された郵便切手を担当者が独自に管理し、他の郵便料金の不足分に使用するなど、金券類の管理及び使用に著しく適正を欠く事例が認められた。</p> <p>また、これらの取扱いが長期に渡り組織的に把握されていなかった。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、職員のコンプライアンス意識の向上や不適切な事務手続を発生させないための組織的な牽制体制を構築するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p>

ク 教育庁
 <企画管理部>

監査対象機関	指摘事項等
教育施設課	<p>注意事項 需用費等の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金1件(1,100円)の発生が認められた。 今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

<教育振興部>

監査対象機関	指摘事項等
生涯学習課	<p>注意事項 令和5年度学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金について、交付済みの補助金の一部(2件529,000円)を返還させた事例が認められた。 今後は、実績報告に数値の根拠となる資料を求めるとともに、補助対象経費の適正な確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
学習指導課	<p>注意事項 備品購入費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金3件(700円)の発生が認められた。 今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
保健体育課	<p>注意事項 令和5年度千葉県公立学校給食費無償化支援事業について、交付済みの補助金の一部(2件3,700,000円)を返還させた事例が認められた。 今後は、市町村への指導等を徹底し、実績報告の正確性を確保するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

ケ 警察本部

監査対象機関	指摘事項等
警察本部	<p>指摘事項 雑入(施設修理費用弁済金等)について、過年度の調定が欠落している事例5件(5,139,619円)が認められた。 多額の歳入が未調定であったことは、当該年度の決算に影響を及ぼすものであり、誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないように、財務規則及び法令、契約に基づいて調定を行うことを徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

コ 総務部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
船橋県税事務所	<p>注意事項 不動産取得税について、課税誤りに伴う還付加算金の支出 1 件 (89,600 円) が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、課税の根拠となる書類の確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
佐倉県税事務所	<p>注意事項 滞納者の個人情報等が記載された文書を紛失した事例が認められた。 今後は、受領した文書の所在を明確化するとともに、文書の集配状況を適切に記録するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p>
茂原県税事務所	<p>指摘事項 個人事業税について、賦課期限内の課税手続を怠った事例 6 件 (613,500 円) が認められた。 また、賦課期限を超えているにもかかわらず課税し、納税させた事例が認められた。 さらに、過年度において課税判定を行わず、賦課期限を徒過した事例が 2,518 件認められた。 組織的な確認体制が機能しておらず課税が適正に行われなかったことは、税務行政の信用を失墜させるものであり誠に遺憾である。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、マニュアルや課税状況の確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
木更津県税事務所	<p>注意事項 個人事業税について、複数年度に渡る課税誤りに伴う還付加算金の支出 8 件 (32,900 円) が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、課税の根拠となる書類の確認を徹底するとともに、研修を通じ判定技術の向上を図るなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
松戸県税事務所	<p>注意事項 個人事業税について、課税額の誤りに伴う還付加算金の支出 1 件 (1,700 円) が認められた。 今後は、このような事態を二度と発生させないよう、課税の根拠となる書類の確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
柏県税事務所	<p>注意事項 法人事業税について、還付先口座を誤り、その是正処理に伴う還付加算金の支出 1 件 (18,900 円) が認められた。 今後は、複数人での確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p>

サ 農林水産部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
印旛農業事務所	<p>指摘事項</p> <p>委託料の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金1件(22,500円)の発生が認められた。</p> <p>正規の請求書を受領したにもかかわらず、相手方に対して当初の請求書を取下げさせ再提出を求めたことは、発注者としての優位性を利用した著しく不適切な対応であり、誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないように、組織的なコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、チェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
南部漁港事務所	<p>指摘事項</p> <p>令和6年9月に不法係留が解消された後、相手方に対して公示施設使用料相当額(967,400円)の不当利得返還請求を行わず、調定が欠落している事例が認められた。</p> <p>不法係留の解消後、速やかに不当利得返還請求を行っていないことは誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないように、適切に占用許可を受け公示施設使用料を納付した者との公平性を保つため、速やかに不当利得返還請求を行うこと。</p>

シ 県土整備部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
東葛飾土木事務所	<p>指摘事項</p> <p>① 道路使用料及び河川水面使用料について、前回監査に引き続き、調定が遅延している事例921件(129,562,068円)が認められた。</p> <p>前回監査において講じるとした再発防止策が実施されず、調定遅延が引き続き生じており、その件数が増加したことは誠に遺憾である。</p> <p>今後は、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>② 河川水面使用料について、令和5年度分の調定が欠落している事例17件(376,061円)が認められた。</p> <p>調定すべき河川水面使用料が欠落したことは、誠に遺憾である。</p> <p>今後は、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p>

監査対象機関	指摘事項等
東葛飾土木事務所	<p>指摘事項</p> <p>③ 県単道路維持修繕委託（流山南・応急処理）について、書面による契約締結がされないまま業務が完了し、業務完了報告書が提出された後に契約書類の作成を依頼するなどの不適切な事務手続を行った事例が認められた。</p> <p>また、県単道路維持修繕委託（R5 松戸道路維持作業）について、業務不履行となることを把握した時点で契約解除通知を送付せず、その結果、違約金（3,822,500円）の請求ができなくなった事例が認められた。</p> <p>応急業務における事後的な契約締結手続や、速やかな契約解除手続を行わずに県に不利益を生じさせたことは、誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、業務の進捗を組織的に把握するほか、主務課等と適時適切に情報を共有して事務を進めるなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>④ 道路占用許可及び河川占用許可について、長期間に渡り埋設管等が占用許可なく設置され、時効により過年度の占用料相当額（17,842,375円）が徴収できなくなった事例が認められた。</p> <p>また、占用許可の更新手続が遅延している事例が認められた。</p> <p>占用許可手続に適正を欠き、県の損害が発生したことは誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、埋設管等の設置状況と許可状況の突合等により現況を確認するとともに、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項</p> <p>① 労働災害の発生に伴う事務手続について、不要な診断書を取得させ、その弁償として県の費用負担（12,100円）が生じた事例が認められた。</p> <p>今後は、適用される災害補償制度を雇用形態ごとに整理するとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>② 道路使用料及び河川水面使用料について、調定額を誤った事例（過大5件28,134円、過小1件9円）が認められた。</p> <p>今後は、占用廃止届の供覧完了後は、速やかに道路及び河川台帳からの削除及び調定リストからの削除を行い、消込処理について組織的にチェックするなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>③ 前渡資金について、直ちに支払を行わず、資金前渡職員以外の職員が長期間保管したまま精算を行わなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、前渡資金精算書の作成や支払状況の確認を適時に行うなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p>

監査対象機関	指摘事項等
印旛土木事務所	<p>指摘事項</p> <p>道路使用料について、調定額を誤った事例（過大 8 件 4,860 円、過小 1 件 696,609 円）が認められた。</p> <p>使用料の算定に正確性を欠き、相手方からの指摘により金額の誤りが判明したことは誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、正確な台帳管理を行うとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。</p>
海匠土木事務所	<p>注意事項</p> <p>県単舗装道路修繕及び県単道路掘削復旧合併工事（後草）について、積算金額の誤り（1,903,000 円の過大）により契約を解除した事例が認められた。</p> <p>正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。</p>
安房土木事務所	<p>注意事項</p> <p>県単舗装道路修繕工事（浜田・試験舗装）について、積算金額の誤り（22,000 円の過小）により落札決定を取り消した事例が認められた。</p> <p>正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。</p>
葛南港湾事務所	<p>指摘事項</p> <p>① 雑入（行政財産使用許可に伴う光熱水費）について、複数年度に渡り調定額を誤った事例（過大 5 件 170,852 円、過小 48 件 292,484 円）が認められた。</p> <p>使用料の算定に正確性を欠き、長期間に渡り算定誤りが生じたことは誠に遺憾である。</p> <p>今後は、決裁時における根拠数値の確認を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。</p> <p>② 行政財産使用許可について、長期間に渡り電柱等が使用許可なく設置され、時効により過年度の使用料相当額（103,125 円）が徴収できなくなった事例が認められた。</p> <p>財産（土地）の管理に適正を欠き、県の損害が発生したことは誠に遺憾である。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、土地の現況と使用許可を定期的に照合するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p> <p>注意事項</p> <p>① 雑入（放置艇撤去に係る行政代執行費用等）について、5,780,589 円の収入未済が認められた。</p> <p>今後は、債務者への催告を実施するとともに、債権管理台帳を整備し時効の進捗状況を適切に把握するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。</p> <p>② 需用費の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金 1 件（600 円）の発生が認められた。</p> <p>今後は、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

監査対象機関	指摘事項等
北千葉道路建設事務所	<p>意見</p> <p>昨年度発覚した元所長による贈収賄事案を受けて講じた再発防止策については、着実に実践しているものと認められる。</p> <p>今後は、同様の事案が二度と発生しないよう、全職員を対象としたコンプライアンス研修の開催や、受講した職員の習熟度を確認するなど、実効性のある対策を通じ、所属全体のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めていただきたい。</p> <p>また、再発防止策の実施に当たっては、主管課や主務課と十分に連携の上、取り組んでいただきたい。</p>

(3) 監査の実施状況

【普通会計（本庁） 113機関】 ※括弧内の機関名は、令和7年4月1日現在の機関名

	実施機関名	実施年月日
総務部	秘書課、総務課、人事課、財政課、資産経営課、管財課、 税務課、市町村課、政策法務課、審査情報課、学事課、総 務ワークステーション ＜デジタル改革推進局＞ デジタル戦略課、デジタル推進課、情報システム課	令和7年8月19日
総合企画部	政策企画課、地域づくり課、国際課、報道広報課、統計課、 水政課、成田空港政策課、空港地域共生課、交通計画課、 多様性社会推進課	令和7年8月25日
防災危機管理部	危機管理政策課、防災対策課、消防課、産業保安課	令和7年8月19日
健康福祉部	健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課、疾 病対策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障 害者福祉推進課、障害福祉事業課、保険指導課、医療整備 課、薬務課、衛生指導課	令和7年8月26日
環境生活部	環境政策課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、循環 型社会推進課、温暖化対策推進課、廃棄物指導課、ヤード・ 残土対策課、くらし安全推進課、県民生活課 ＜スポーツ・文化局＞ 生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、文化振興課	令和7年8月21日
商工労働部	経済政策課、経営支援課、産業振興課（産業振興課、カー ボンニュートラル推進課）、企業立地課、観光政策課、雇 用労働課、産業人材課	令和7年8月26日
農林水産部	農林水産政策課、団体指導課、生産振興課、販売輸出戦略 課、担い手支援課、農地・農村振興課、環境農業推進課、 耕地課、畜産課、森林課 ＜水産局＞ 水産課、漁業資源課、漁港課	令和7年8月18日
県土整備部	県土整備政策課、技術管理課、建設・不動産課、用地課、 道路計画課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、河川 環境課、港湾課、営繕課、施設改修課 ＜都市整備局＞ 都市計画課（都市計画課、宅地安全課）、市街地整備課、 公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課	令和7年8月21日
出納局	出納局	令和7年8月18日
県議会事務局	県議会事務局	令和7年8月18日
教育庁	＜企画管理部＞ 教育総務課、教育政策課、財務課、教育施設課、福利課 ＜教育振興部＞ 生涯学習課、学習指導課、児童生徒安全課、特別支援教育 課、教職員課、保健体育課、文化財課	令和7年8月25日
警察本部	警察本部	令和7年8月19日
委員会等	監査委員事務局	令和7年8月25日
	人事委員会事務局	令和7年8月25日
	労働委員会事務局	令和7年8月25日
	海区漁業調整委員会事務局	令和7年8月18日
	収用委員会事務局	令和7年8月21日

【普通会計（出先機関等） 37機関】

	実施機関名	実施年月日
総務部	中央県税事務所、千葉西県税事務所、船橋県税事務所、松戸県税事務所、柏県税事務所、佐倉県税事務所、香取県税事務所、旭県税事務所、東金県税事務所、茂原県税事務所、館山県税事務所、木更津県税事務所、市原県税事務所、自動車税事務所	令和7年7月17日
健康福祉部	夷隅健康福祉センター	令和7年6月12日
	中央児童相談所	令和7年6月24日
農林水産部	千葉農業事務所	令和7年5月20日
	印旛農業事務所	令和7年7月16日
	海匝農業事務所	令和7年7月9日
	銚子漁港事務所	令和7年5月29日
	南部漁港事務所	令和7年7月3日
県土整備部	東葛飾土木事務所	令和7年5月27日
	印旛土木事務所	令和7年7月16日
	海匝土木事務所	令和7年6月24日
	夷隅土木事務所	令和7年5月15日
	安房土木事務所	令和7年7月3日
	葛南港湾事務所	令和7年6月26日
	北千葉道路建設事務所	令和7年5月23日
教育委員会 教育機関	京葉工業高等学校	令和7年5月20日
	旭農業高等学校	令和7年7月9日
	仁戸名特別支援学校	令和7年7月17日
	君津特別支援学校	令和7年7月4日
警察署	習志野警察署	令和7年5月20日
	鎌ヶ谷警察署	令和7年6月26日
	銚子警察署	令和7年5月29日
	勝浦警察署	令和7年6月12日
	市原警察署	令和7年7月4日

2 公営企業会計

監査を実施した18機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。
(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…2機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項（1件）

- ・ 財産管理について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

ウ 指導事項（6件）

- ・ 支払の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件
- ・ 支出事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
- ・ 収入事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

エ 意見（1件）

- ・ 経営に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

(2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果

ア 企業局出先機関

監査対象機関	指摘事項等
船橋水道事務所	<p>注意事項</p> <p>行政財産使用許可に伴う土地使用料（年額2,720円）について、2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除している事例が1件認められた。また、時効により過年度分の使用料相当額25,840円が徴収できず、県の損害が発生している。</p> <p>過去の行政財産使用料相当額について適切な措置を講じるとともに、今後は、関係要領等の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。</p>

イ 病院局

監査対象機関	指摘事項等
経営管理課	<p>意見</p> <p>令和6年度は、前年度と比較して、医業収益は横ばいとなったものの、給与改定に伴う給与費の増加や減価償却費の増加により、純損失が拡大している。</p> <p>令和14年度末の収支黒字化を目標とする経営強化プランが策定されたところであるが、その目標達成には、収益確保や費用削減等の絶え間ない経営努力が必要と考えられる。</p> <p>また、現時点においては、原価計算システム等による経営分析結果を収支構造の改善に活用できる状態にあるとはいえないことから、引き続きシステムの活用方法を検討するとともに、外部人材の活用により具体的な経営改善方法を検討しながら県立病院に対し積極的に関与することで、経営状況を改善することを求める。</p>

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計（本庁） 14機関】

実施機関名		実施年月日
県土整備部都市整備局	下水道課	令和7年7月24日
企業局 管理部	総務企画課、業務振興課、財務課、経理課	令和7年7月25日
水道部	計画課、浄水課、給水課	令和7年7月25日
工業用水部	工業用水管理課、施設設備課	令和7年7月25日
土地管理部	土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課	令和7年7月25日
病院局	経営管理課	令和7年7月24日

【公営企業会計（出先機関） 4機関】

実施機関名		実施年月日
県土整備部	江戸川下水道事務所	令和7年6月20日
企業局	県水お客様センター	令和7年6月24日
	船橋水道事務所	令和7年6月27日
	施設整備センター	令和7年6月20日

第3 令和6年度会計監査の結果について

令和6年度会計の監査は令和6年9月から令和7年8月までの期間において、普通会計450機関、公営企業会計39機関について実施してきたところである。

(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…普通会計：69機関、公営企業会計：9機関)

各会計の指摘事項等の結果は、普通会計では指摘事項が24件、注意事項が64件であり、令和5年度会計と比較し、指摘事項は5件増加、注意事項は13件減少した。

また、職員の不祥事に係るものについて、2件意見を付した。

公営企業会計では、指摘事項が4件、注意事項が8件であり、令和5年度会計と比較し、指摘事項は2件減少、注意事項は3件減少した。

また、経営に係るものについて、1件意見を付した。

なお、主な指摘事項としては、普通会計では、贈収賄事件が発生した事例、生活保護業務において不適切な事務処理が発生した事例、過年度の占用許可手続漏れにより県に多額の損害を与えた事例などが認められた。公営企業会計では、決裁を行わずに支出を行った事例などが認められた。指摘事項の発生原因としては、組織的なチェック体制及び進捗管理の不備、コンプライアンス意識の欠如などであった。

不適切な事案が発生した所属においては、再発防止策を確実に実施すること。また、他所属においても同様の事案を発生させないよう、監査における指摘等の事例を参考にしつつ、想定し得るリスクの把握やリスクへの対策を適切に行うなど、内部統制を有効に機能させ、不備の発生を未然に防止する仕組みづくりに取り組む必要がある。

【参考】指摘事項等事由別件数

1 普通会計

※（ ）内は前年度の件数

項目		指摘事項	注意事項	指導事項
歳入	収入未済	0(1)	11(21)	34(32)
	調定事務	8(1)	11(9)	23(20)
	その他の歳入事務	3(1)	3(3)	26(28)
歳出	支払時期	3(1)	14(2)	21(27)
	契約事務	1(5)	4(13)	6(7)
	工事等の積算	0(1)	5(2)	1(4)
	その他の歳出事務	5(0)	9(6)	5(37)
財産の管理		0(4)	1(3)	16(17)
個人情報等の紛失等		0(0)	2(10)	18(0)
その他		4(5)	4(8)	19(7)
計		24(19)	64(77)	169(179)

2 公営企業会計

※（ ）内は前年度の件数

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	0(0)	0(0)	2(3)
収入事務	0(1)	0(3)	6(2)
支出事務	1(2)	2(4)	7(5)
契約事務	0(0)	5(1)	0(1)
財産の管理	3(0)	1(1)	1(0)
その他	0(3)	0(2)	1(2)
計	4(6)	8(11)	17(13)